



建設課 建築係から

### 募集 町営住宅などの入居者を募集します

#### <町営住宅 7戸>

団地名	地区	戸数	号数	構造	建設年度	家賃		間取り	単身入居	備考
						一般階層(円)	裁量階層(円以下)			
おしどり	船木	1	26	木造平家	H31	15,700~23,400	26,700・30,800	6・洋	入居可	2K・浄化槽 共益費負担あり
		2	12 14		R2	15,800~23,600	27,000・31,100			
船木下	船木	1	3	木造2階	S60	14,600~21,700	24,800・28,600	6・6・6	不可	3DK・浄化槽 共益費負担あり
ウッドタウン	宮之城 屋地	2	6	木造平家	S62	14,200~21,200	24,200・28,000	6・6・6	不可	3DK・浄化槽 共益費負担あり
			15	木造2階	S63	16,700~24,900	28,500・32,900			3DK・浄化槽 共益費負担あり 心理的瑕疵あり
宮之城 東谷	宮之城 屋地	1	29	木造平家	H18	19,000~28,300	32,400・37,300	6・6・洋	不可	2LDK・浄化槽 共益費負担あり

#### <特定公共家賃住宅 1戸>

団地名	地区	戸数	号数	構造	建設年度	家賃	間取り	単身入居	備考
つるだ駅 ニュータウン	鶴田	1	3	木造 平家	H8	45,000	6・6・洋	不可	3LDK・浄化槽 共益費負担あり

- 所得以外にも入居申し込みの条件がありますので、詳しくは建築係までお尋ねください。
- 上記以外に随時募集中の住宅もあります。
- 最低限度の原状回復を行っていますが、新築住宅のような状態でないことを、あらかじめご了承ください。

#### 【募集期間】

8月12日(火)~8月25日(月) ※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

#### 【抽選会・入居説明会】

○日時 8月27日(水) 9:00~ ○場所 役場本庁2階会議室 2-A

- ・申込者が多数の場合は公開抽選を行います。・抽選会終了後、入居説明会を開催します。
- ・遅刻や欠席の場合、抽選の権利がなくなりますので必ず出席してください。(代理可)

【入居予定日】 10月1日(水) ※入居予定日から10日以内に必ず入居すること

<申し込み・お問い合わせ先>さつま町役場 建設課 建築係  
電話：(0996)26-1829 窓口：本庁2階6番

## 案内 令和7年度 定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和6年度に定額減税しきれない方に対して給付した「調整給付金」で、住民税や所得税の確定に伴い、調整給付金の再計算の結果で、不足が生じる場合には不足額を追加給付します。

## ■不足額給付 I

～不足額給付 I のイメージ～

## 定額減税可能額の例（4人家族の場合）



右記の計算により、  
今回、追加給付される金額は、  
再計算後の7万円から昨年度支給済の5万円  
を差し引いた差額の**2万円**となります。

★調整給付金の当初計算時（令和6年度）

定額減税 可能額	-	・所得税 ・住民税	=	調整給付金 (支給済額)
16万円		11万円		5万円

★調整給付金の再計算後（令和7年度）

定額減税 可能額	-	・所得税 ・住民税	=	調整給付金 (再計算額)
16万円		9万円		7万円

減税可能額から  
所得税等を差し引  
き残った金額

調整給付金  
(支給済額)

5万円



調整給付金  
(再計算額)

7万円

## 【受給方法】

対象となる方(納税義務者)のうち、前回振込口座情報がある方には「調整給付金（不足額給付分）の支給について」が、口座情報がない方には「調整給付金(不足額給付分)支給要件確認書」が届きます。

## (1) 「調整給付金（不足額給付分）の支給について」が届く世帯

受給にあたり特に手続はありません。通知記載の入金予定日に通帳をご確認ください。

《支給予定日》8月28日(木)

## (2) 「調整給付金（不足額給付分）支給要件確認書」が届く世帯

通知内容を確認して、確認書に必要事項をご記入の上、本人確認書類、口座確認書類等を添えて、下記期限までにご提出ください。

## ■不足額給付 II

下記の要件をすべて満たす方には4万円(上限)を支給します。

- ①所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前がゼロであること。
- ②税制度上、扶養親族から外れること。
- ③低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主又は世帯員でないこと。

## 【受給方法】

対象となる方には、「調整給付金(不足額給付分)申請書」が届きます。  
通知内容を確認して、申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて期限までにご提出ください。

【不足額給付 I・不足額給付 II の申請期限】 10月31日(金)※必着(郵便の場合、当日消印有効)

町ホームページ



<お問い合わせ先>

さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係

電話:(0996)24-8930

窓口:本庁1階4-③番

**案内** 令和7年度さつま町高齢者いきいきチケットは受け取りましたか？

交付対象で、お受け取りがまだの方は身分証明書を持って交付窓口へお越しください(代理受領も可能です)。

**【利用範囲(町指定事業所)】**

・町内入浴施設、路線バス、タクシー、針灸あんま  
マッサージ

**【交付対象】**

・住民基本台帳に記載のある満75歳以上の方  
※75歳の誕生日を迎えられた日から受け取れます。

**【交付内容】**

・一人当たり4,000円(100円×40枚)  
・受領に必要なもの 身分証明書  
(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者  
医療資格確認書など)  
※代理受領の場合は、交付対象者と代理受領者  
それぞれの身分証明書を確認します。

**【交付場所】 さつま町役場**

・ほけん福祉課 高齢者支援係(1階4-②番)  
・鶴田支所 町民生活係  
・薩摩支所 町民生活係

**【その他】**

・有効期限は令和8年3月31日です。  
・年度内に交付される回数は1人1回です。  
・紛失しても再交付はありません。



こちらの二次元コードからも申請できます！処  
理完了後、郵送でチケットをお届けします。

**<お問い合わせ先>**

さつま町役場 ほけん福祉課 高齢者支援係  
電話:(0996)24-8934  
窓口:役場本庁1階 4-②番

**案内** 女性のためのプチ起業セミナー&交流会 in さつま町を開催します

**【主催】**

公益財団法人かごしま産業支援センター  
鹿児島県よろず支援拠点

**【セミナー講師】**

鎌田 香(サブチーフコーディネーター)

**【内容】**

初心者向け！ビジネスに役に立つ！  
超簡単 AI 活用セミナー  
①AI 活用で何ができる？  
②AI を使った時短術！  
③AI を使ってみよう！  
④みんなで起業についてお話ししましょう♪

**【日時】**

9月2日(火)  
13:30~15:00(開場 13:00~)



←セミナーのお申し込みはこちらから

**【場所】**

さつま町役場 本庁 2階 会議室

**【対象者等】**

鹿児島県内の起業に興味のある女性  
(起業後でもOK)

**【申込方法】**

二次元バーコードにて申してください。(定員:6人)

**【その他】**

毎月第1火曜日には、よろず支援拠点による経営者  
等を対象とした無料の定期相談会も開催しておりま  
す。販路開拓・拡大、経営改善、人材確保など定期  
相談についての申込はさつま PR 課商工観光係ま  
でお電話ください。

**<問い合わせ先>**

○鹿児島県よろず支援拠点  
電話:(099)219-3740  
○さつまPR 課商工観光係  
電話:(0996)24-8950

## 案内 マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには有効期限が2種類あり、カードは10年(未成年者は5年)、カードに格納されている電子証明書は5年です。有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」(転送不要)が送付されますので、同封の書類に記載のある案内に従い、必要書類等確認のうえ更新手続きをしてください。(有効期限以降でも手続き可能)なお、郵便の転送依頼をされている場合、有効期限通知書が自宅に届かないためご注意ください。

さつま町に住民登録をされている方は、以下のとおり手続きをお願いします。

### ○マイナンバーカード更新

- ・申請から発行まで1か月程度を要します。

更新前のマイナンバーカードをお持ちであれば手数料は無料です。(紛失の場合、1,000円必要)

※外国人は取り扱いが異なります。

有効期限以降は、電子証明書及び本人確認書類としての利用ができません。

### 【申請方法】

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便申請(有効期限通知書に同封されている申請書を直接送付)
- ・証明写真機からの申請(写真撮影有料)
- ・役場本庁または両支所で申請(予約不要・写真撮影無料)

### 【受取場所】

- ・役場本庁・両支所(電話予約必要)

新しいマイナンバーカードが国から届き次第、住民登録している住所へハガキを送付します。

### ○電子証明書更新

- ・手続き当日10分程度で完了し、手数料は無料です。(設定している暗証番号が必要)
- ・有効期限以降は、電子証明書の利用ができません。(本人確認書類としての利用は可能)

### 【手続き場所】

- ・役場本庁または両支所(予約不要)

## 案内 マイナンバーカード手続きの日曜開庁について(予約制)

お仕事などで平日来庁できない方を対象に、8月24日(日)8時30分～正午までマイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新手続きのための日曜開庁を役場本庁で行います。手続きを希望される方は、8月22日(金)までに町民環境課町民係(直通0996-24-8927)までご予約ください。

※マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村窓口で本人による手続きが必要です。

特別な事情等があり代理人による手続きを希望される場合等、ご不明な点がございましたら町ホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。町外へ住民登録している場合、住民登録している市区町村窓口へお問い合わせください。



町ホームページ  
マイナンバーカード

<お問い合わせ先>  
町民環境課 町民係  
電話:(0996)24-8927  
窓口:本庁1階1番



学校教育課 学校教育係から

### 案内 夏季休業中（夏休み期間）の学校閉庁日について

町内の小学校・中学校では、学校職員の働き方改革の一環として、夏季休業中（夏休み期間）に5日間の「学校閉庁日」を設けます。期間中、学校職員は不在となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

**【実施期間】** 8月11日（月）～15日（金）

**【実施内容】**

- ①実施期間中、学校職員は不在のため、各学校では電話対応や来客対応はできません。
- ②部活動は実施しません。また、体育館や校庭などの学校施設も開放しません。
- ③事故や災害などの緊急の場合には、町教育委員会学校教育課へ連絡してください。また、転入児童生徒への対応も期間中は町教育委員会が行います。

＜お問い合わせ先・閉庁日連絡先＞  
さつま町教育委員会  
学校教育課 学校教育係  
電話：(0996)26-1838  
窓口：本庁3階16番

学校教育課 学校教育係から

### 案内 学びの多様化学校山崎分教室（仮称） 町民向けの説明会について

町教育委員会では令和8年4月に、学びの多様化学校「宮之城中学校山崎分教室」（仮称）の設置・開設を計画しております。つきましては、下記のとおり町民及び町内小・中学校の保護者の皆様を対象に分教室説明会を開催します。

**【開催日時】**

8月20日（水）18時～19時

**【開催場所】**

鶴田中央公民館 ホール

**【参加について】**

・さつま町にお住まいの方ではあればどなたでも参加できますが、人数把握のためにできるだけ、事前申込みにご協力ください。申込みの際は下記に直接連絡されるか、二次元コードを使用してください。



参加申し込み二次元コード

＜お問い合わせ先・申込先＞  
さつま町教育委員会  
学校教育課 学校教育係  
電話：(0996)26-1838  
窓口：本庁3階16番

町民環境課 環境係から

案内

地域猫について学ぼう！

動物愛護団体くるみの森主催の学習会、地域猫(さくら耳猫)について学ぼう！が開催されます。地域猫に関する活動について知る貴重な機会ですのでぜひご参加ください。

事前の申込みは不要です。

【日時】

8月19日(火) 10時～11時

【場所】

ほたる館(柏原区公民館)

【テキスト代】

大人 500円 子ども 無料

<お問い合わせ先>  
くるみの森  
電話:080-5260-4226  
モンシェリハウス  
電話:090-5298-6653

建設課 管理係から

案内

8月は「道路ふれあい月間」です

【令和7年度道路ふれあい月間推進標語】

「脈々と 輝く生命(いのち)をつなぐ道」

国土交通省では、道路の重要性を改めて認識し、関心を持っていただくために、大正9年日本で最初の長期道路整備計画である第1次道路改良計画が実施された8月10日を「道の日」に選定し、8月を「道路ふれあい月間」と定めています。

身近な地域の道路が、より美しく安全に利用できるよう、道路の正しい利用や道路愛護作業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

<申し込み・お問い合わせ先>  
さつま町役場 建設課 管理係  
電話:(0996)26-1826  
窓口:本庁2階6番

農林課 林政係から

募集 令和7年度のグリーンマスター募集について

自主的な組織活動の推進、みどりの普及啓発、みどりを支える後継者の育成指導、緑化意識の高揚に意欲的に取り組んでいる方を鹿児島県グリーンマスターとして認定します。

【募集期限】 9月18日(木)

【認定要件】

- ・県内に居住している者
- ・みどりづくりに相当な知識を有する者
- ・地域のみどりづくりに理解と熱意があり、指導能力を有する者
- ・みどりづくりや森林レクリエーション等の指導で相当の経験を有し、地域や組織の中核的指導者として熱意のある者
- ・その他知事が必要と認める要件を満たす者

【その他】 詳しい要件や、提出書類等についてはお問い合わせください。

<申し込み・お問い合わせ先>  
北薩地域振興局 林務水産課 林務係  
電話:(0996)25-5509  
さつま町役場 農林課 林政係  
電話:(0996)24-8949